

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- ………（環境局総務部環境政策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 保安林の指定施業要件の変更……………
- ………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

- 東京都告示第九百六十一号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
- 第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に

より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区赤羽二丁目三番二十一及び同番 令和六年八月二十三
十九日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百六十二号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

池袋駅西口地区市街地再開発準備組合

理事長 後藤 文男

豊島区西池袋一丁目十八番二号

東武鉄道株式会社

取締役社長 都筑 豊

墨田区押上一丁目一番二号

二 対象事業の名称及び種類

池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、豊島区西池袋一丁目及び三丁目に位置する敷地面積約三万三千四百三十平方メートルに、業務施設、商業施設、宿泊施設、住宅、駅施設、公共公益施設、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和六年九月十七日から同年十月七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 豊島区環境清掃部環境保全課

豊島区南池袋二丁目四十五番一号

イ 板橋区資源環境部環境政策課

板橋区板橋二丁目六十六番一号

ウ 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案について都民からの意見書の提出はなく、事業段階関係区長（豊島区、板橋区、練馬区）からの意見が3件提出された。

意見等の内訳は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等		件数
都民からの意見書		0
事業段階関係区長からの意見		3
合計		3

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する事業者の見解を以下に示す。

表2(1) 豊島区長からの意見及び事業者の見解の概要

項 目	意見の内容	事業者の見解
建設機械の稼働や車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等について、以下の措置等により影響の低減に努められたい。	—	工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように作業の平準化をし、建設機械の効率的稼働に努めます。
(工事の施行中) 建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努めること。	工事の使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、良質な燃料を使用することにより、建設機械の稼働による周辺環境への影響の低減に努めます。	粉じん等による影響の低減のため、仮囲いを設置するとともに、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散防止対策を講じます。また、工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努めます。
散水の実施やシートの設置等により粉じんの飛散防止対策を講じること。	粉じん等による影響の低減のため、仮囲いを設置するとともに、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散防止対策を講じます。また、工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努めます。	粉じん等による影響の低減のため、仮囲いを設置するとともに、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散防止対策を講じます。また、工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努めます。
建設機械や工事車両についてアイドリソングストップ等を徹底すること。	工事に使用する建設機械や工事用車両については、アイドリソングストップを厳守することにより、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による周辺環境への影響の低減に努めます。また、朝礼等の場で工事関係者に対し周知を行い徹底を図ります。	工事に使用する建設機械や工事用車両については、アイドリソングストップを厳守することにより、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による周辺環境への影響の低減に努めます。また、朝礼等の場で工事関係者に対し周知を行い徹底を図ります。
全ての現場作業員が環境保全のための措置を徹底するよう指導すること。	工事の実施に当たっては、不要なアイドリソングの防止等の環境保全のための措置を徹底するよう、朝礼等の場で工事関係者に対し周知を行い徹底を図ります。	工事の実施に当たっては、不要なアイドリソングの防止等の環境保全のための措置を徹底するよう、朝礼等の場で工事関係者に対し周知を行い徹底を図ります。
大気汚染防止法に従って解体建物にアスベストが使用されているか否かの事前調査を適切に行い、アスベストが含まれている建物を解体する際には、事前にアスベストを適切に除去し、飛散防止対策を徹底すること。	解体建物へのアスベスト使用については、アスベスト使用の有無、使用されている場合のアスベスト含有建材の種類、量又は面積等について十分な事前調査及び記録、保管を行います。法令に示された石綿の使用が確認された場合、「大気汚染防止法」、「環境確保条例」に基づき、解体工事の実施前に特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書を豊島区へ提出します。また、解体工事に当たっては「大気汚染防止法」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」(令和6年2月改正 厚生労働省・環境省)、「環境確保条例」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」等に基づき、石綿の飛散防止に万全の対策を図るとともに、適切な廃棄物処理を行います。	解体建物へのアスベスト使用については、アスベスト使用の有無、使用されている場合のアスベスト含有建材の種類、量又は面積等について十分な事前調査及び記録、保管を行います。法令に示された石綿の使用が確認された場合、「大気汚染防止法」、「環境確保条例」に基づき、解体工事の実施前に特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書を豊島区へ提出します。また、解体工事に当たっては「大気汚染防止法」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」(令和6年2月改正 厚生労働省・環境省)、「環境確保条例」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」等に基づき、石綿の飛散防止に万全の対策を図るとともに、適切な廃棄物処理を行います。

表2(2) 豊島区長からの意見及び事業者の見解の概要

項 目	意見の内容	事業者の見解
(工事の完了後) 駐車場内のアイドリソングストップ励行のため、掲示等により利用者へ周知すること。	計画建築物の施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促すこと。	駐車場内にアイドリソングストップの掲示等を行い、駐車場利用者等へ周知を図りアイドリソングストップを励行します。
計画建築物の施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促すこと。	計画建築物の施設従事者に対しては、極力公共交通機関を利用するように要請するとともに、施設来訪者に対しては、施設ホームページやフロアガイド等に、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の低減に努めます。	計画建築物の施設従事者に対しては、極力公共交通機関を利用するように要請するとともに、施設来訪者に対しては、施設ホームページやフロアガイド等に、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の低減に努めます。
項 目	意見の内容	事業者の見解
建設機械の稼働や工事車両の走行に伴い発生する騒音・振動について、以下の措置等により影響の低減に努められたい。	建設機械の稼働や工事車両の走行が一時的に集中しないよう工事工程を平準化すること。	—
建設機械の稼働や工事車両の走行が一時的に集中しないよう工事工程を平準化すること。	工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械の分散稼働に努める他、工事用車両の走行が集中しないように稼働台数を平準化し、効率的な稼働に努めます。	工事の実施に当たっては、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械の分散稼働に努める他、工事用車両の走行が集中しないように稼働台数を平準化し、効率的な稼働に努めます。
作業位置周辺を防音シートや防音パネルで囲う等により騒音影響防止に努めること。	工事の実施に当たっては、騒音による影響の低減のため、仮囲いを設置します。また、解体工事において、防音パネルを設置します。	工事の実施に当たっては、騒音による影響の低減のため、仮囲いを設置します。また、解体工事において、防音パネルを設置します。
項 目	意見の内容	事業者の見解
日影の影響を極力防ぐよう建物形状及び配置に配慮すること。	日影	本事業では、計画地北西側に交通広場を整備するとともに、計画建築物B棟を計画地南東側にC棟を計画地南西側に配置するほか、壁面長さを抑えた計画とすることにより、計画地周辺地域への日影の影響低減に努める計画としています。

項目	意見の内容
計画建物の工事中や完成後に障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民等からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応すること。	意見の内容
テレビ電波障害の発生を極力防ぐよう、工事の施行中におけるタワークレーンの非使用時には、タワークレーンのアームをテレビ電波到来方向に平行に向け、テレビ電波障害の発生を極力防止するよう配慮します。なお、本計画建築物によるテレビ電波障害が明らかとなった場合には、現況と同等のテレビ電波受信環境となるよう受信状況に応じ、ケーブルテレビの活用等の適切な対策を講じます。 今後、テレビ電波障害に関する住民の方々からの問い合わせに対して、窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。	事業者の見解
より一層の風による影響の低減について継続して検討すること。	事業者の見解
工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ヒル風の陳情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じること。	事業者の見解
事業の実施により高層建築物が建設され、風環境の変化も予測されることから、事後測定を実施する等の配慮をし、風環境の変化について万全を期すこと。	事業者の見解

項 目	景 観
意見の内容 建物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市環境に配慮すること。	事業者の見解 計画建築物は、「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観計画」、「東京都景観色彩ガイドライン」、「豊島区景観計画」に適合させるとともに、周辺の建築物との調和を図ります。
意見の内容 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応すること。 本事業について、継続的に周辺地域への説明を十分に行って意見を聞き、地域の理解を得るよう努めること。	事業者の見解 今後とも、計画地周辺の住民の方々及び関係者の方々等のご意見やご要望に対し真摯に対応し、理解を得られるよう努め、事業を進めて参ります。
工事中及び工事後において、本件事業に対する苦情や要望を受ける窓口を設置し、適切に対応すること。	工事中の窓口につきましては、工事施工業者が決定次第、改めて近隣住民の方々に周知いたします。工事後においても、窓口を設け、適切に対応するよう努めます。
建物に設置する排水槽について、「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」（東京都要綱）に基づき構造基準や清掃及び維持管理の基準等を遵守し、ビルビット臭気が発生しないよう努めること。	建物に設置する排水槽については、東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」等に基づき設置及び維持管理し、排水時の悪臭防止に努めます。また、汚水調整槽については、悪臭の発生がないよう、維持管理に努めます。

表3 板橋区長からの意見及び事業者の見解

項 目		意見の内容	
日 影		事業者の見解	
[7.3 日影 7.3.4 評価(2)評価の結果]の第2段落に、「これにより、冬至日において、4時間以上の日影が生じる範囲及び2.5時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考ええる。」とありますが、「日影の影響が低減されたことにより、計画地周辺地域の日影規制は遵守される」旨の理解でよろしいでしょうか。		ご理解のとおりです。計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、概ね計画地の北側に生じますが、計画地及びその周辺は商業地域に指定されていますことから、日影規制対象区域外となっています。そのため、計画建築物の存在により日影規制を超える日影は生じません。したがって、計画地周辺地域の日影規制は遵守されます。	
電 波 障 害		事業者の見解	
意見の内容		計画建築物の地上躯体が建ち上がりはじめ、本計画建築物によるテレビ電波障害が明らかとなった時点より、受信状況に応じた適切な対策を講じます。今後、テレビ電波障害に関する住民の方々からの問い合わせに対して、窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。	
項 目		電 波 障 害	
(1) 工事中の措置 「7.4 電波障害 7.4.3 環境保全のための措置 (1)工事の施行中 1)予測に反映しなかった措置」において、「計画建築物の地上躯体が建ち上がることに伴い生じるテレビ電波障害については、工事の進捗に応じて、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じる。」とありますが、その実施時期（予測）を明示してください。		テレビ電波障害の発生を極力防ぐよう、工事の施行中におけるタワーレーンの非使用時には、タワーレーンのチームをテレビ電波到来方向に平行に向け、テレビ電波障害の発生を極力防止するよう配慮します。なお、本計画建築物によるテレビ電波障害が明らかとなった場合には、現状と同等のテレビ電波受信環境となるよう受信状況に応じ、ケーブルテレビの活用等の適切な対策を講じます。 今後、テレビ電波障害に関する住民の方々からの問い合わせに対して、窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。	
(2) 工事中・完了後の措置 テレビ電波障害に関する住民からの相談に対しては丁寧な対応と、障害発生以前と同等のテレビ電波受信環境の整備をお願いいたします。また、後住者からの相談に対しても、丁寧な対応をお願いいたします。			

表4 練馬区長からの意見及び事業者の見解

項 目		意見の内容	
全 般		事業者の見解	
(1) 今後作成される環境影響評価に関して、環境影響評価の目的、意義および内容について練馬区民から十分な理解が得られるよう配慮されたい。		今後とも、計画地周辺及び関係地域の住民の方々等からのご意見やご要望に対し真摯に対応し、事業を進めて参ります。	
(2) 練馬区民からの意見、要望については十分に検討し、環境保全のための最善の措置を講じるとともに、公害防止に努められたい。		環境保全のための措置を実施するとともに、今後とも、計画地周辺及び関係地域の住民の方々等からのご意見やご要望に対し真摯に対応し、公害防止に努めます。	

●東京都告示第九百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

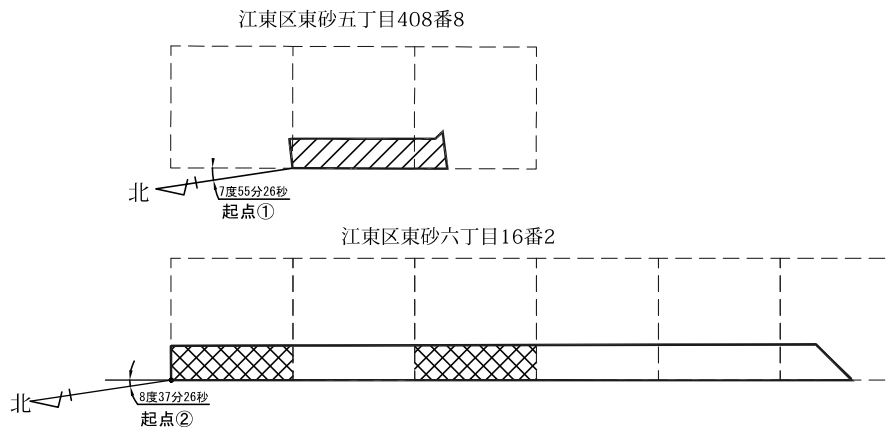
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東砂六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



〈凡例〉



調査対象地



単位区画



指定を解除する区域



形質変更時要届出区域
（令和六年東京都告示第26号により指定した区域）

〈起点〉

起点①は、江東区東砂五丁目408番8の最北端とする。
起点②は、江東区東砂六丁目16番2の最北端とする。

〈格子の回転角度〉

起点①：7度55分26秒
起点②：8度37分26秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和四年東京都告示第千四百三十四
号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

令和六年九月十七日

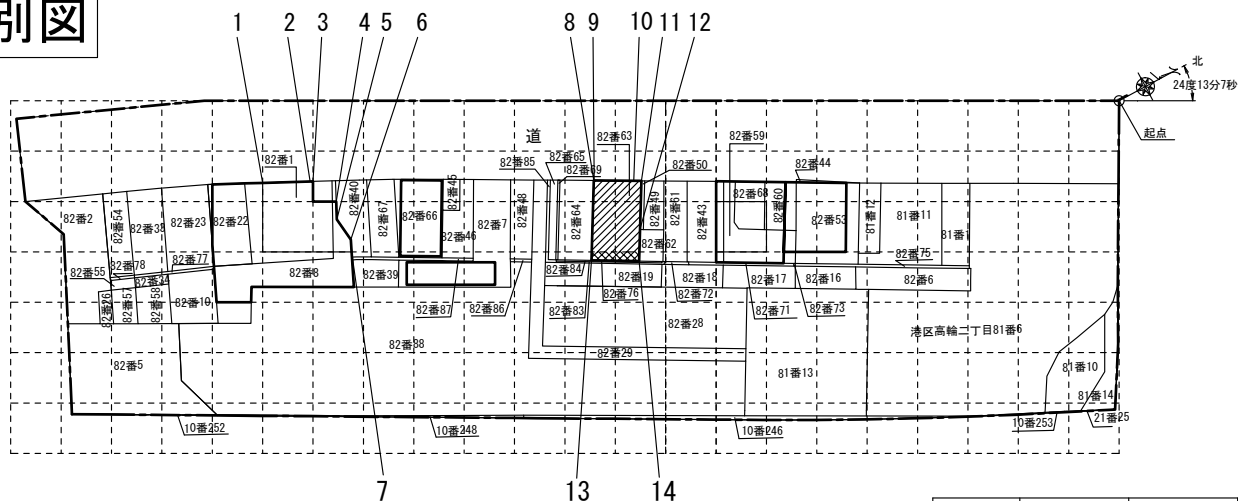
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区高輪二丁目
地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- - - : 変更範囲
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和四年東京都告示第1434号により指定した区域)
- ▩ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、座標値 (X=-40024.391, Y=-8425.708)
とする。

【格子の回転角度（24度13分7秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
10m間隔で引いた線により構成されている格子
を、起点を中心として、右回りに回転させた
角度を示す。

地 点	X	Y
1	-40186.064	-8480.733
2	-40177.346	-8477.116
3	-40176.823	-8476.898
4	-40174.282	-8471.361
5	-40175.642	-8468.056
6	-40174.750	-8463.285
7	-40175.605	-8460.988
8	-40125.935	-8454.157
9	-40125.879	-8454.131
10	-40118.733	-8450.811
11	-40117.372	-8450.188
12	-40121.593	-8441.510
13	-40132.879	-8439.883
14	-40124.343	-8435.857

※表中の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の
規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

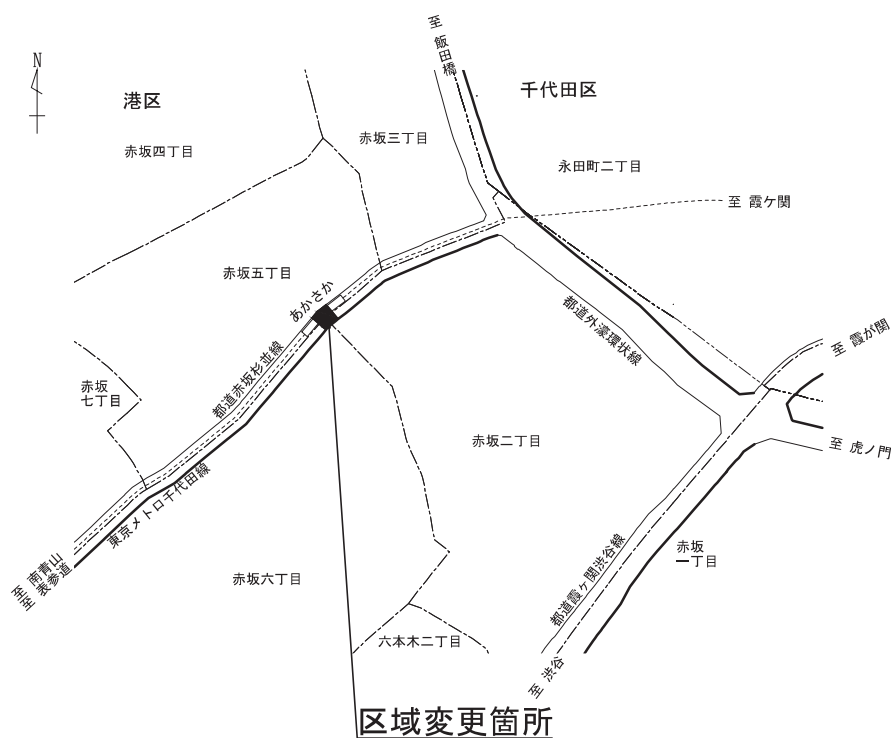
●東京都告示第九百六十五号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和六年九月十七日 東京都知事 小 池 百合子 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 青梅市沢井二丁目六四四番一 二 保安林として指定された目的 落石の危険の防止 三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。 青梅市沢井二丁目六四四番一（次の図に示す部分に限る。） 2 その他の森林については、主伐は択伐による。 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。） ●東京都告示第九百六十六号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和六年九月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和六年九月十七日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 赤坂杉並 二 変更の区間 港区赤坂二丁目四百三十五番三地内から同区赤坂六丁目百一番二地内まで 三 変更の概要 別図表示のとおり	
--	---	--

別図

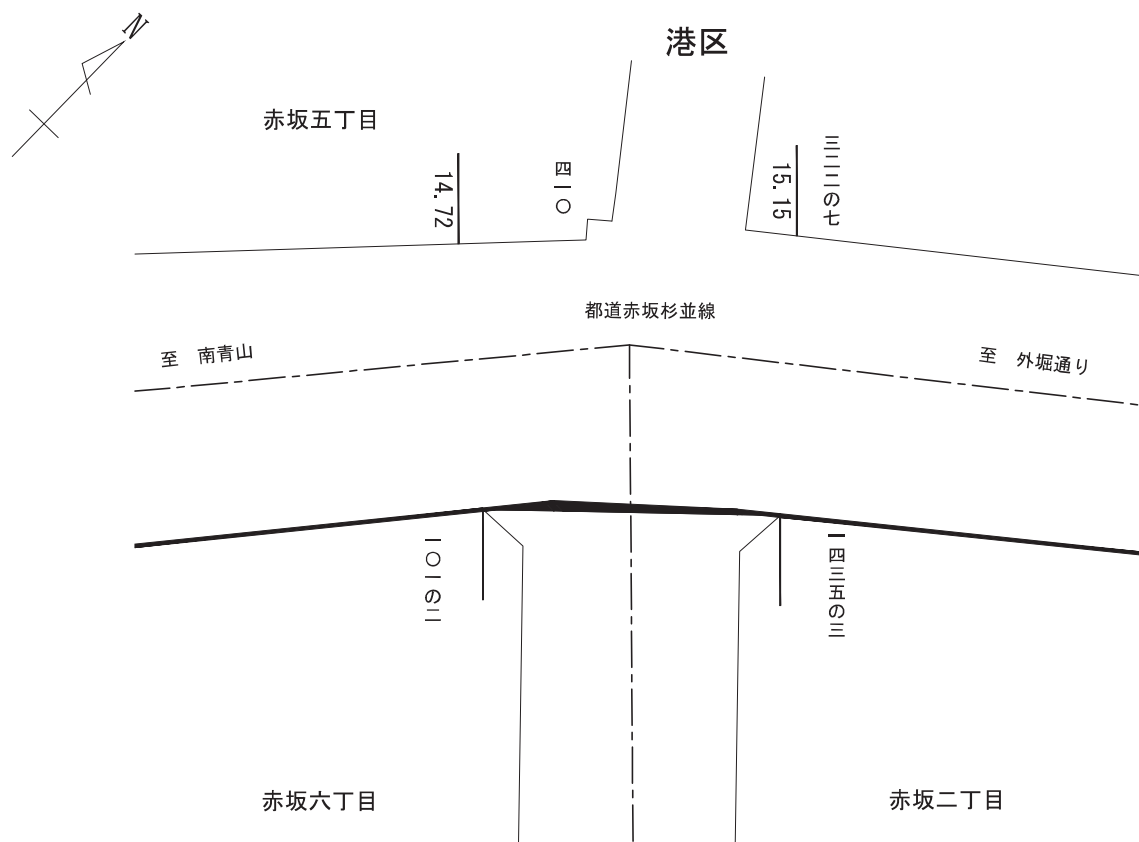
都道赤坂杉並線区域変更略図

港区赤坂二丁目～赤坂六丁目

都道
特別区道
編入区域
延長
面積
一七・八〇メートル
四・六六平方メートル



区域変更箇所



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年九月十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

桜十字白金リハビリター 港区白金一丁目二番三号

シヨン病院

マンダリン南荻窪 杉並区南荻窪一丁目五番一号

そんぼの家S 西新小岩 葛飾区西新小岩四丁目一番十七号

号

ケアハウス葛飾敬寿園 葛飾区新宿三丁目十九番十九号

SOMPOケア ラヴィ 東大和市仲原四丁目七番地の一

ーレ東大和

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和六年十一月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一

東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和六年十月二日（水曜日）から同月二十三日

（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条

例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目四番

地の二）及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和六年十月十五日（火曜日）から同月二十三日

（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

イ 受験票（東京都で指定した様式）

ウ 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの）

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所配布する。

(五) 受験手数料

八千百円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三（五三二〇）四七八八